令和8年10月　熊谷市農業委員会

農地転用申請に係る変更点について

※　令和９年１月申請分から、以下の取扱いとなりますので、申請に際しては御留意ください。

- 申請時点で、全ての添付書類を漏れなく提出してください。（受領できない場合があります。）
- 申請後の書類の確認（補正）が、【市確認（補正）】及び【県確認（補正）】に分かれます。

具体的には、

・申請締切日（各月10日）から市農業委員会総会（各月28日）までの補正を【市確認（補正）】とし、提出先は熊谷市農業委員会農地係になります。（市から確認（補正）の連絡をします。）

・県進達後（申請翌月1日～7日頃）から許可までの補正を【県確認（補正）】とし、提出先は埼玉県大里農林振興センター管理部農地担当になります。（県から確認（補正）の連絡をします。）

・県補正完了後、補正に使用した資料（確定版）を熊谷市農業委員会に提出してください。

- 以下の規模又は目的の場合、事前相談をしてください。

規　模：転用面積が3000㎡を超えるもの

目　的：太陽光発電施設（営農型含む）、蓄電池、資材置場、駐車場、店舗、是正を要する案件

その他：相談票は熊谷市様式（市HP掲載）とし、理由書、土地利用計画図、土地の登記情報（写）、公図（写）を添えてご相談ください。（是正を要する案件の場合は、上記に加えて顛末書）

- 各月10日の締切日を待たずに、早めの申請に御協力をお願いします。